

**令和3年度 包括外部監査
結果報告に対する対応状況と考え方
(対応状況表)**

監査テーマ「佐世保市の補助金等制度及び政務活動費」

(佐世保市)

令和6年4月

令和3年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

令和6年4月

区分	件数	対応状況	
		対応状況	件数
指摘	67 件	措置済	39 件
		検討中	0 件
		維持	28 件
意見	67 件	措置済	41 件
		検討中	1 件
		維持	25 件
評価	16 件		

【対応状況の区分】

措置済 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じた（講じる）ものや、指摘・意見の内容に係る具体的事象（事業）等が滅失（廃止）したもの。

また、全庁的な取扱いルール等や担当部局の特定の事務・事業に対する指摘・意見に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための具体的改善策が既に整理済み又は今回整理されたものや、今後、当該改善策に基づいて事務を行うとするもの。

検討中 全庁的な取扱いルール等や担当部局の特定の事務・事業に対する指摘・意見に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的又は担当部局においてその検討を行うとするもの。

維持 包括外部監査人の指摘・意見に対し、現在の状況・手法が当該指摘・意見を満たしている、既に効果的・効率的であると認識しているとするもの。

令和3年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

テーマ：佐世保市の補助金等制度及び政務活動費

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
1	2	1	意見	佐世保市補助金等交付規則第1条 「不正な申請・不正使用の防止を図ること」を明記するべきである。	維持	「佐世保市補助金等交付規則第15条」において、「市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と定めており、『不正な申請・不正使用の防止を図ること』については、既に交付の前提条件となっているものと考えます。	財務部 財政課
2	2	1	意見	佐世保市補助金等交付規則第4条 ①各補助金について「補助金等を交付すべきもの」に該当するか否かを判断する具体的な要件又はチェックリストを作成する必要がある。 ②補助金等の交付決定に際して、全部署共通のフォーマットを作成するべきである。 ③本条につき、「すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。」との文言を付記し、各補助金について、交付決定までの標準的な期間を公表するべきである。	検討中	①、②補助金の交付決定、交付確定に係る起案文書のフォーマットを作成し標準化を図りました。また、そのなかで標準的なチェックリストを作成し、各補助金の状況に応じ活用を促しました。 ③補助金の交付申請にあたっては不交付決定の可能性もあり、意見でお示しいただいた表記をすることは誤解を生む可能性があることから、補助金業務の標準的事務フローの中で申請（申出）を受けた際には速やかに処理をすすめることを示し、補助金の標準的な業務基準として全庁に周知を図りました。標準処理期間の公表については、その必要性を含め引き続き検討を行ってまいります。	総務部 総務課
3	2	1	意見	佐世保市補助金等交付規則第6条 補助金決定の通知につき、決定書の郵送や窓口での交付に限定することなく、メールやファクシミリによる方法を検討するべき。 また、本条の文言は「通知しなければならない」となっており、郵送や手渡しに限定する文言になっていないことから、実施に当たってはこの点の規則改正は不要であると考えられる。	維持	現在、交付決定通知書は契約書と同等の権利義務を表すものとし、文書として押印省略の対象としていません。よって現時点ではメール等での返信はできませんが、今後、電子署名の導入検討の際は送達方法拡大の検討対象となると考えています。	総務部 総務課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
4	2	1	意見	佐世保市補助金等交付規則第11条 実施報告書の提出時期については、補助金等の種類や内容に照らして定め、根拠となる要綱や交付の決定時の条件に明記する必要があると考える。	措置済み	交付規則における一律の規定は困難であり、また個々の補助金の内容によっては具体的に提出期限を要綱において規定することが馴染まない場合もあると考えられることから、補助金業務の標準的業務フロー及びチェックリストの中で、根拠要綱等の中でなるべく実績報告書の提出期限を規定すること及び決定通知書の中でその期限を相手方に明示すること示し、補助金の標準的な業務基準として全庁に周知を図りました。	総務部 総務課
5	2	3	意見	佐世保市雇用機会拡充事業補助金 本補助金は全体として高額な案件が多く、市としてもその用途については十分に監督指導することが求められる。今後は、対象事業者選定の足きりラインである基準点を高く設定するなどし、適切な事業者に適切な金額の補助金を交付することができるよう改善をすべきである。	措置済み	昨年度行われた令和4年度対象事業者を選定する審査会より、配点方法を変更し、基準点は同じであるがこれまでより点数がとりにくくなっており、適切な金額の補助金が交付できるよう改善しております。	企画部 宇久行政センター産業建設課
6	2	3	意見	佐世保市離島し尿海上輸送費補助金 補助の終期が設定されていないという問題があるものの、離島に住民が居住を続ける限りし尿収集の問題は発生し続ける。また、今後更に過疎化が進み事業負担が増加することが懸念されるため、コスト削減等に努めるよう事業者を求めるべきである。	維持	<p>離島し尿収集につきましては、ご意見のとおり過疎化進行に伴う事業負担増加は認識しておりますが、当面の間、現行の補助制度継続が最善策と考えております。</p> <p>一般廃棄物であるし尿の運搬を含む処理は、市町村に処理責任があり、その料金は、市民の公平性及び市に代わり業務を担う事業者の安定したし尿収集運搬事業の継続を確保するため、料金の基準額を市で設定しています（210円/18ℓ、宇久地区190円/18ℓ）。</p> <p>しかしながら、離島のし尿収集は市内他地域よりコストが高く、市民負担の公平性や事業者負担が大きいのを踏まえ、航送料等の必要最低限の経費について補助金を交付しているところです。</p> <p>対象となる離島に1人でも生活される市民がおられる限り当該補助金は住民に負担を負わせないという点において必要なことです。したがって、補助金の終期の設定は出来ないと考えており、当然住民がいなくなれば当該補助金は不要となります。また、過疎化や地理的条件など住民がその責を負う性質のものではなく、必要最小限の助成をもって対処することは必要です。</p> <p>過疎化等に伴う事業負担の増加についてはご指摘のとおりコスト削減に努めることは当然のことであり、今後も予算要求にあたって充分事業者と協議を行うことで対応してまいります。</p>	環境部 環境政策課
7	2	3	意見	新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会負担金 佐世保市としては、今後同種の負担金を交付するに際しては、より充実した報告書の提出を求めるべきである。	措置済み	実行委員会において、各年度の事業実施報告書を作成しており、関係自治体と民間事業者等が参加する総会にて報告を受けています。総会では、報告書の内容について不足がある等の意見はありませんでしたが、より充実した内容になるよう、事務局に依頼しました。	観光商工部 観光課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
8	2	3	意見	佐世保観光コンベンション協会事業補助金 本補助金のみならず、佐世保観光コンベンション協会が行っている事業には毎年多額の補助金が投入されている。それゆえ、その用途、金額等について佐世保市の責任のもと適切に監督是正を行っていくことが求められる。	維持	公益財団法人である佐世保観光コンベンション協会の事業補助金については、所管部局による確認のほか、毎年度行う経営状況報告にて事業報告を行っており、そこでも補助事業の用途、金額等を報告しています。今後とも適切な監督是正を行ってまいります。	観光商工部 観光課
9	2	3	意見	佐世保観光コンベンション協会クルーズ客船受入業務補助金 事業者からの事業報告も詳細であり処理も適切に行われているものの、補助金額に見合った成果があるのか必ずしも明らかではない。今後は、新型コロナウイルスの影響を前提とした取り組みを行っていくべきである。	維持	クルーズ客船受入業務については、ポストコロナにおける国や船社のガイドラインに合わせて業務対応を行ってきており、今後もその情勢に応じた対応を行ってまいります。	観光商工部 観光課
10	2	3	意見	宇久町観光協会事業補助金 今後、新型コロナウイルスの影響により事業内容の見直しは不可避免と考えられるため、引き続き補助金の用途・額については見直しを行っていく必要がある。	維持	事業の推進に当たっては、今後とも新型コロナウイルスの影響や動向の推移を注視しながら、実施主体と十分に協議したうえで必要な見直し等を行ってまいります。	観光商工部 観光課
11	2	3	意見	九十九島誘客事業補助金 本補助金交付の効果は、その対象ではないハウステンボスにも間接的に寄与している側面があるから、九十九島エリアの誘客に繋がるよう、事業内容等の見直しを行い、補助金交付の効果が適切に反映されるよう努力すべきである。	維持	ハウステンボスの集客力を活かし、相互に連携を深めながら九十九島の知名度向上と誘客を推進しています。事業の実施については、そのマグネット効果を発揮し、より九十九島エリアの誘客に繋げることができるよう、事業主体とともに十分に事前の検討を行い、その事業効果を高める努力を続けてまいります。	観光商工部 観光課
12	2	3	意見	佐世保観光コンベンション協会事業補助金(国際観光誘致事業/訪日外国人誘致事業) 新型コロナウイルス流行や周辺アジアの対日感情等のマイナス要因リスクへの分析を交えて誘致事業を進めていただきたい。	維持	新型コロナウイルスの影響は常に考慮したうえで事業の取り組みを行っており、収束後の旅行需要喚起のための情報発信事業を強化したところです。ご指摘のマイナス要因リスクもある一方で、東アジア地域に最も近い地理的優位性やコロナ収束後の訪日旅行意欲の高まりといったプラス要因も考えられます。今後ともコロナ禍の推移や国際情勢を注視しながら判断してまいります。	観光商工部 観光課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
13	2	3	意見	南九十九島海域利用円滑化協議会補助金 種苗放流等による漁業の活性化及び清掃活動による漁場の整備が必要であるという点は理解できるものの、本事業の内容として行う必要があるのかは疑問である。これらの活動に補助金を投入するのであれば、完全に別事業として審査を行い、改めて交付決定するか否かを判断すべきである。また、視察研修費についてもその成果が必ずしも明らかではなく、補助の対象とすべきか疑問がある。	維持	本協議会は、漁業と観光の連携と共生を目的に、九十九島パールシーリゾート周辺海域のマリンレジャーに関するマナー啓発や、関係漁協との調整、関係漁協の漁業活動活性化に資する事業への支援を実施しています。 種苗放流等や清掃活動といった関係漁協による周辺海域の漁業活動活性化という事業内容はマリンレジャーが漁業に迷惑をかけないように努め、マリンレジャーの普及が本市の観光振興に不可欠であることを関係漁協を通じて漁業関係者に理解していただくことが本懐である会の設立目的と何ら齟齬はなく、漁業と観光の連携と共生を達成するために不可欠の事業と考えており、それに対して市が補助をする意義も深いと考えます。 近年はSUPなど新たなマリンレジャー愛好家の海域利用も増えてきているところであり、漁協とさらに協調した対応が求められます。 ご指摘のように別事業化することは、会の設立目的から外れることとなり、会の存続意義に関わることです。	観光商工部 観光課
14	2	3	意見	佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金 補助金の使途を見直すなどし、ハウステンボス関連施設に補助金の支払いが集中することがないよう是正すべきである。	維持	新型コロナの影響で九州地区への修学旅行を方面変更した学校（学校の代理人である旅行会社）に対する補助金であり、ハウステンボス関連施設への支払いは行っておらず、ご意見のように支払いが集中することはありません。	観光商工部 観光課
15	2	3	意見	周遊パス・チケット電子化事業補助金 周遊パス・チケットの利便性を丁寧に説明し周知するなど、今後の積極的なPR活動によって多くの企業の参加を促すことが望まれる。	措置済み	チケットの販売数や利用状況、利用者属性については、毎月加入店舗へ分析したものを配布しております。店舗の募集については、佐世保観光コンベンション協会の賛助会員や取材などで伺ったお店を中心に参加案内を行っているほか、実際に勧誘したいお店に訪問して事業内容や販売状況などを説明に伺っています。そのほか、佐世保観光コンベンション協会が実施する情報発信や観光客誘致用の旅行会社向け資料などでも優先的に店舗の露出を行うようにしています。多くの企業に参加いただけるよう、これらの対応を引き続き実施していきます。	観光商工部 観光課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
16	2	3	意見	<p>俵ヶ浦半島観光コンテンツ検討事業補助金</p> <p>本事業は自主財源の確保が難しく、総事業費に対する補助率は10分の9にもなっている。三年間継続して事業運営に取り組んではいるものの、今後も安定的な自主財源獲得は難しく、また現時点において補助金額に見合った効果があげられていると評価することもできない。補助金額の削減や事業内容の抜本的な見直しをする必要がある。</p>	措置済み	<p>本事業において、1年目に既存施設の改修工事及び新商品（俵コロッケや、フィッシュアンドチップスなど）開発を、展海峰に訪れる観光客をターゲットに実施。</p> <p>2年目に当たる平成30年度より「半島キッチンツッテホッテ」としてオープンし、自主財源獲得のための収益事業の核として運営。</p> <p>年間約14,000千円を売上げ、運営組織である「（一社）チーム俵」の専従職員（兼店舗店長）1名雇用、パート数名の雇用に加え、地域の一次産品販売・活用の受け皿として成果を挙げました。</p> <p>地域の最終的な目標である地域コミュニティ維持のための「知る・来る・滞在する・住む」のフェーズにおける、俵ヶ浦半島を「知ってもらい、来てもらう」ことに一定の成果を挙げたものと考えます。</p>	企画部 政策経営課
17	2	3	意見	<p>松浦鉄道施設整備事業費補助金</p> <p>補助金額及び用途の妥当性については今後も慎重に判断していく必要がある。</p>	維持	<p>松浦鉄道については、長崎県・佐賀県を跨ぐ広域鉄道であることから、当該補助金についても、沿線自治体の部長（両県）、首長・議長（沿線市町：佐世保市、伊万里市、平戸市、松浦市、有田町、佐々町）で構成する松浦鉄道自治体連絡協議会において承認した松浦鉄道施設整備事業計画に基づき、交付決定しています。</p> <p>当該計画については、松浦鉄道を取り巻く環境などを十分に踏まえたうえで策定しており、現行計画の完了を令和5年度末に控え、令和6年度以降の次期計画の策定についても、松浦鉄道のあり方を含めて、現在、沿線自治体とともに協議を進めています。</p> <p>そのため、今後も補助金額及び用途の妥当性については、国の動向等も踏まえながら、この協議会において慎重に判断することとしています。</p>	企画部 地域交通課
18	2	3	意見	<p>島瀬美術センター特別展負担金</p> <p>文化振興という性質上仕方がない側面はあるが、入館料及びグッズの売上げを全額佐世保市に計上しているものの、佐世保市から交付された補助金額を補填するには至っていない。今後、補助金額を減らすよう試み、事業としても具体的な数値目標を設定していくべきである。</p>	措置済み	<p>島瀬美術センターを指定管理施設としたことにより、令和3年度以降の島瀬美術センター特別展については、指定管理者の指定事業として、展覧会の企画から運営まで指定管理者による実施としました。特別展の市負担については、指定期間の負担上限を従来から5%減額して設定するとともに、更なる収支改善について指定管理者と認識を共有しました。</p>	企画部 文化国際課
19	2	3	意見	<p>アルカスSASEBO事業運営費補助金</p> <p>アルカスSASEBOは佐世保市の文化振興の拠点という位置づけであることは理解できるものの、今後は市民にとって魅力ある自主事業を展開し、利用者増に繋げるよう努力すべきである。</p>	措置済み	<p>アルカスSASEBO事業運営費補助金は新型コロナウイルス感染拡大による収支の影響について、1/2を補助したものです。現在、コロナ禍で集客を図ることが困難な状況ではありますが、意見を指定管理者へ伝え、感染症対策を実施した上で利用者増に繋がる事業展開となるよう指定管理者と認識を共有しました。</p>	企画部 文化国際課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
20	2	3	意見	<p>公益財団法人佐世保市学校給食会運営補助金（助成金）</p> <p>本事業には監事が2名選任されており、監査報告が提出されているものの、具体的にどのような監査を行ったのか不明である。監査の基準・方法を明らかにし、より詳細な報告を求めるべきである。また、役員報酬についても、常任理事の必要性が明らかではない。市としては、常任理事の任務内容を明らかにしたうえで、その必要性を疎明するよう求めるべきである。また、本事業には自主財源が存在しないという問題点も存在する。</p>	維持	<p>（監査報告について）</p> <p>監査報告の様式については長崎県が公益法人向けに配布している監査報告作成例および内閣府開催のセミナーにおいて示された例示に則って作成されていることから、一定適正なものと考えます。また、監事2名のうち1名は学識経験者（税理士）としており、会計上の透明性を保っています。</p> <p>（常任の理事について）</p> <p>常任の理事の業務については同法人の定款運営規程に定めており、給食物資の調達・供給及び収納・支払に関すること等、緊急性の高い業務もあることから、常任の理事の設置を必要としています。なお現在は常務理事（理事長以外の常勤の理事）を設置しておらず、この場合は理事長の決裁事項として扱うことを上記規程に定めています。</p> <p>（自主財源について）</p> <p>同法人は学校給食の円滑な実施を目的に設立され、給食物資の調達の集約化による価格低廉化及び安定供給化を図ることで、保護者負担を軽減しています。また物資代収入と支出を同額としていることから、自主財源はありません。なお令和4年度以降は給食費公会計化に伴い、運営補助金から委託料へと支出科目を変更しています。</p>	教育委員会 学校保健課
21	2	3	意見	<p>徳育推進交付金</p> <p>佐世保市徳育推進事業交付金については、道德教育につき中学校の科目採用されている等の事情はあるが、「徳」という概念が、本来抽象的、内面的規範であることに注意を要すると思われる。</p>	維持	<p>（徳育交付金について）</p> <p>徳育については、「徳育推進のまちづくり宣言」の議決を得て、市民憲章や第7次佐世保市総合計画に掲げる「豊かな心を育むまちづくり」の実現のため徳育推進事業交付金を始めとした事業を実施しており、監査人意見に留意し引き続き推進してまいります。</p> <p>なお、今後の徳育推進のあり方については、佐世保徳育推進会議等と協議しながら、より実効性のあるものになるよう検討を加えてまいります。</p>	教育委員会 社会教育課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
22	2	3	意見	<p>海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金</p> <p>本事業は、費用対効果について検討したうえで、事業継続の是非についても議論すべきである。なお、通常時は水難防止のための人数制限が必要であり、さらに、新型コロナウイルスによる利用者減少という酷な事情はある。今後、新型コロナウイルスによる需要減の回復予測等尽力していただきたい。</p>	維持	<p>(費用対効果／事業継続について)</p> <p>県立海洋スポーツ基地カヤックセンターは、海洋スポーツの普及推進、自然環境を活かした交流人口の増加並びに九十九島地区の活性化に取組むことを目的とした施設として、旧小佐々町の要望により、長崎県が建設した施設です。</p> <p>その管理運営等の費用は佐世保市（旧小佐々町）が負担することとなっています。</p> <p>そもそも本施設は、開場期間が限定されていること、水難事故発生防止のための安全対策を講じる必要から、利用者の数を制限する場合もあることからその効果は限定的なものにとどまらざるを得ないと考えます。</p> <p>しかしながら、この施設は外洋に面しておらず、湾内の穏やかな水面に位置することで、カヤックやヨットなどの初心者向きともいえる地形的な特性を有しており、新型コロナウイルス感染症の流行前においては、本施設の年間利用者数は増加の傾向が見られていたこと、競技団体との連携による普及啓発事業を今後進めていく予定があることなどから費用対効果についても一定の効果が期待できると考えられるため、事業継続についても維持の方向で措置したいと考えます。</p>	教育委員会 スポーツ振興課
23	2	3	意見	<p>佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金</p> <p>地域コミュニティの活性化に必要な支出であったとしても、佐世保市の財政状況に鑑みれば総支出額の抑制も検討すべきである。本事業と内容が一部重複するような事業があれば併合し、また、事業者に対して、事業の効率化を図り事業費総額の抑制を徹底するよう求めるべきである。</p>	措置済み	<p>地区自治協議会に対しては、補助金の目的や経費節減を求めること等を記載した補助金申請ガイドを毎年度当初に配布し、また、職員が地区をまわりできる限り経費節減に努めるよう求めています。</p> <p>地域の行事・イベントについては、交流行事中心から地域課題解決中心の事業に移行する必要性について、地区自治協議会と認識を共有しており、事業の重複については、注意喚起や助言を行ってまいります。</p>	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
24	2	3	意見	<p>佐世保市コミュニティ助成事業補助金</p> <p>申請及び交付時において、事業者に対して、備品等の必要性や用途について、十分説明・報告させるべきである。</p>	措置済み	<p>申請書類の見直しを行い、申請時には備品等の必要性や用途について、申請書に様式を追加し、十分な説明を求めることとしました。また、交付決定時にも事業効果を最大限発揮できるよう求めてまいります。</p>	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
25	2	3	意見	<p>佐世保市防犯協会活動事業補助金</p> <p>佐世保市防犯協会活動事業補助金について、申請及び交付時において、事業者に対して、防犯機器やキャンペーンの必要性や効果について、十分説明・報告させるべきである。なお、事業費の妥当性検証等のため領収書等及び詳しい監査報告書の提出を求めるべきである。</p>	措置済み	<p>防犯機器やキャンペーンの必要性や効果について、申請時には、申請書に様式を追加し、十分な説明を求めることとしました。また、交付決定時にも事業効果を最大限発揮できるよう求めてまいります。なお、今年度の事業から関係する領収書等は実績報告時に添付するものとし、監査報告書については、具体的な表記を求めることとします。</p>	市民生活部 市民安全安心課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
26	2	3	意見	佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金 プロフェッショナル人材を確保することによって具体的にどのような効果が得られるのかより具体的に説明を求めるべきである。	措置済み	当補助金については、令和2年度をもって事業が終了していますが、補助事業実施にあたっては、市は、事業者に対して事業実施後5年間にわたり事業実施後の状況報告を義務付けており、市としても事業成果の検証を行ってきております。 今後同様の補助金を創設する場合には、本監査結果を参考にし、具体的な効果について、より具体的に説明を求めるべく申請書や審査基準等に工夫を講じてまいります。	観光商工部 商工労働課
27	2	3	意見	中小企業勤労者福祉サービスセンター支援事業補助金 本事業の使途・補助金額については見直しを行うべきであると考え。今後も本補助金を継続する場合、市民のニーズ、補助金等の要否や補助金等の対象について十分検討すべきである。	維持	佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンターは中小企業が単独では実施しがたい従業員の福利厚生事業を担う団体です。 市も総合計画において市内中小企業従業員の福利厚生の充実を図るとしていることから、生活の安定や健康の維持増進等のサービスを行う事業に対する支援は妥当と判断しております。 現在はコロナ感染症の5類移行に伴う行動制限の解除及び会員の増加により、事業費が拡大傾向にあります。 したがって、より多くの勤労者に対して福利厚生の提供がいきわたるよう事業への支援を継続しつつ、サービスセンターが健全に運営されるよう、現状の補助金制度を維持してまいります。	観光商工部 商工労働課
28	2	3	意見	魅力ある商店街創出支援事業補助金 本事業には少なからぬ補助金額が投入されているのであるから、今後は具体的な数値目標を設定し、より実効性のある企画を立案・実行していくことを求めるべきである。	措置済み	令和3年度中に商店街活性化プランの見直しが行われており、数値目標も記されております。コロナ禍により数値目標に直接寄与するような事業の企画が困難な状況ではありますが、より効果的な事業となるよう商店街等への助言・指導を進めてまいります。	観光商工部 商工労働課
29	2	3	意見	佐世保市消防団運営交付金 ①香典や見舞金など、補助金等の支出項目を見直すべきである。 ②申請及び報告時に、収支計算書や会議の議事録を添付させるべきである。	措置済み	①香典や見舞金など、運営交付金の支出項目から削除しました。 ②各分団の収支決算書については、これまでも作成添付するよう指導していましたが、再度徹底しております。 また、会議に伴う食糧費の支出にあたっては、議事録を添付するよう指導しております。	消防局 総務課
30	2	3	意見	栽培漁業事業化促進事業費補助金 事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。	措置済み	総会にて包括外部監査での指摘を伝え、今後の申請書に資料の追加を依頼予定としております。	農林水産部 水産課
31	2	3	意見	増養殖漁業振興対策事業 事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。	措置済み	総会にて包括外部監査での指摘を伝え、今後の申請書に資料の追加を依頼予定としております。	農林水産部 水産課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
32	2	3	意見	佐世保市漁業者経営持続化給付金 数値目標が設定されていないところ、漁業者の一定期間後の経営維持については確認できると考えられるため、数値目標を設定すべきである。	措置済み	本補助金については、令和2年度のみの実施であったため、今後、同様の補助を実施するとした場合に、指摘を踏まえ対応してまいります。	農林水産部 水産課
33	2	3	意見	養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金 「密回避のための自動給餌器導入のため」の経費に支出しているものが複数あり、これは単に感染防止対策のための事業である。また、その他にも養殖業者の経営支援という目的に資するのかが不明な例があった。補助金交付決定にあたり、その趣旨・目的に合致しているか慎重に検討すべき。	措置済み	本補助金については、令和2年度のみの実施であったため、今後、同様の補助を実施するとした場合に、指摘を踏まえ対応してまいります。	農林水産部 水産課
34	2	3	意見	生産基盤整備事業費補助金 実績報告書の添付書類として「成果品又は成果を示す写真」が必要であるところ、この添付漏れがあった。適宜徹底されたい。	措置済み	別綴りに綴じていた成果物を関係綴りに適正に綴じ直しました。 今後、このような事項が発生しないよう徹底してまいります。	農林水産部 水産課
35	2	3	意見	離島漁業再生支援交付金（基本交付金） 収支計算書に「一式」とまとめて表示させるのではなく、各項目の詳細まで記載させる、その裏付けとなる領収書等を添付させるなど、支出内容が具体的に判断できるようにすべきである。	措置済み	事業実施主体に包括外部監査での指摘を伝え、今後は収支計算書は各項目の詳細まで記載し、領収書等支出内容が判断できるような資料を添付するように依頼しました。	農林水産部 水産課
36	2	3	意見	中山間地域等直接支払交付金 本交付金について、「事業の実績」を具体的に記載させるとともに、その裏付けとなる資料を添付するように指導すべきである。	維持	本交付金は、交付要綱に基づき、形式的な実績報告となっておりますが、実施要領の運用により、9月の現地確認、及び1月の収支報告において、地域の農地利用状況、活動状況を確認し、目的に即した活動をしているかどうか等を判断しています。また、地域における総会活動終了後は、総会資料を別途提出していただき、活動内容や収支決算の確認をしていることから、「具体的な活動内容」は確認していると考えます。	農林水産部 農政課
37	2	3	意見	多面的機能支払交付金 ①目的の定めが抽象的であり、具体的にどのようなものを目的とするのか不明確である。例示列举を加えるなどすることが好ましいと考えられる。 ②勘定科目を細分化し、それぞれの支出割合について収支表によって把握できるよう改善されることを検討されたい。	措置済み	①本補助金は、国が定める多面的機能支払交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し交付するものであり、国要綱においても同目的となっていることから、現状で問題ないと考えます。 ②国が定める様式には示された項目しかなく、それ以上の細分化は難しいですが、収支表の備考欄に主な支出の内訳を記載してもらうことで対応したいと考えます。	農林水産部 農政課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
38	2	3	意見	<p>老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」運営補助金</p> <p>老人福祉センターやその運営補助金の可否について、同センターの代替を別に求めることの可否等改めて検討すべきであると考え</p> <p>る。</p>	維持	<p>この老人福祉センターが有する機能のうち、利用目的では浴場利用が最も多く、他に開催される各種講座や生活相談、健康相談など複数の要素が同じ場所にあることにより利用される方が多いため、老人福祉法に規定されている施設設置の目的である健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与していると考えています。</p> <p>このことにより、利用者（高齢者）の憩いの場や交流の場としての機能を果たしているところ</p> <p>です。</p> <p>よって、全体利用者に一定のニーズがある「やすらぎ荘」「あたご荘」においては、平成27年度に策定した老人福祉センター等維持管理方針において補助の継続をする判断をしたところ</p> <p>です。</p> <p>一方「よしい荘」においては、利用者の減少などから有効性・経済性を考慮し、令和2年度末で施設を廃止いたしました。</p>	保健福祉部 健康づくり課
40	3	6	意見	<p>佐世保市議会政務活動費交付条例</p> <p>広報費と広聴費については、再検討を求める。</p>	維持	<p>統合の余地はあるものの、条例に関しては全国の標準条例を基本にしたものであり、見直す必要はないと考えられるため、維持とする。</p>	議会事務局 議会運営課
41	3	6	意見	<p>佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程</p> <p>添付資料中、様式2「政務活動費 燃料費 支払証明書」及び様式3「政務活動費 携帯電話使用料 支払証明書」は、政務活動費運用指針の「広報費」是正を検討する場合、適宜改廃されたい。</p>	措置済み	<p>様式2「政務活動費 燃料費 支払証明書」及び様式3「政務活動費 携帯電話使用料 支払証明書」は各議員が提出した領収書等を元に、各会派代表者がそれぞれの支払額を証明するための様式であるため維持とする。</p> <p>ただし、支払証明作成のための領収書等が月ごとに一括で請求がある場合は、詳細が確認できていないため、領収書のほかに、内訳の分かる明細書等を添付するよう政務活動費運用指針の見直しを行う。</p>	議会事務局 議会運営課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
43	3	6	意見	<p>政務活動費運用指針</p> <p>①広報費中「交通費」として、「会派所属議員のガソリン代支出につき、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10,000円を限度とする。」という明細を問わない制度について、撤廃を含め見直されたい。</p> <p>②前①に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「カ. 交通費」について、適宜修正されたい。</p>	措置済み	<p>①に関しては、レシート等の交通費であることが確認できる書類を添付することを原則とし、疑義が生まれないよう政務活動費運用指針の見直しを行う。</p> <p>案分率に関しては、平成22年の監査結果を受け、検討を重ねた結果、現行の政務活動費運用指針が策定されており、現在の運用においても適切な支出であると判断するため、維持とする。</p> <p>②交通費に関しては、最も支出割合が多い広報費に一括で計上していたことにより、疑義を生むこととなってしまった。</p> <p>交通費は政務活動全般に係るものであり、広報費において包括的支出の取扱いを行うよう政務活動費運用指針の見直しを行う。</p>	議会事務局 議会運営課
44	3	6	意見	<p>政務活動費運用指針</p> <p>①広報費中「電話代」として、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7,000円を限度と」するという明細を問わない現行の運用について、撤廃を含め見直されたい。</p> <p>②前①に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「キ. 電話代」について、適宜修正されたい。</p>	措置済み	<p>①に関しては、利用内容がわかる明細等の電話代であることが確認できる書類を添付することを原則とし、疑義が生まれないよう政務活動費運用指針の見直しを行う。</p> <p>案分率に関しては、平成22年の監査結果を受け、検討を重ねた結果、現行の政務活動費運用指針が策定されており、現在の運用においても適切な支出であると判断するため、維持とする。</p> <p>②電話代に関しては、最も支出割合が多い広報費に一括で計上していたことにより、疑義を生むこととなってしまった。</p> <p>電話代は政務活動全般に係るものであり、広報費において包括的支出の取扱いを行うよう政務活動費運用指針の見直しを行う。</p>	議会事務局 議会運営課
45	3	6	意見	<p>政務活動費運用指針</p> <p>政務活動費の分類として、広報費と広聴費を分割していることにつき、広聴広報費として再編成し、運用指針についても両者の統合等改良されたい。</p>	維持	<p>統合の余地はあるものの、条例に関しては全国の標準条例を基本にしたものであり、見直す必要はないと考えられるため、維持とする。</p>	議会事務局 議会運営課
46	3	6	意見	<p>政務活動費運用指針</p> <p>事務費につき、現行、全額の政務活動費からの支出を容認しているが、2分の1按分の適用を検討されたい。</p>	維持	<p>会派室内での執務に必要な物品費や消耗品費、また、各事務機器リース費用等の事務費用であり、案分を行わず全額適用することに妥当性はあると思われるため、維持とする。</p>	議会事務局 議会運営課
47	3	8	意見	<p>大村湾議員連盟会費</p> <p>本件支出については、全額適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出するべきであり、報告書不存在が違法認定の理由となり得ることについて、今後注意していただきたい。</p>	措置済み	<p>現行の運用指針（様式5、8）を再確認し、徹底を図る。</p>	議会事務局 議会運営課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
48	3	8	意見	ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費 本件支出については、全額適法と考える。ただし、報告書を提出すべきであり、また、支出項目については研修費とすることに留意していただきたい。	措置済み	現行の運用指針（様式5、8）を再確認し、徹底を図る。 また、支出項目に関しては留意する。	議会事務局 議会運営課
50	3	8	意見	東京視察（1名） 本件支出については、実質的には適法である。ただし、「調査研究」の中に、「国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情活動」は含まれていないとの形式的理由により全額違法と認定されるおそれがあるので、本件についての訂正及び将来における政務活動費の種別選択にあたって注意等検討されたい。	維持	主たる目的で費用を計上しており、支出項目がまたがる可能性がある場合の併記については、意見を参考とし、維持とする。	議会事務局 議会運営課
51	3	8	意見	新上五島町視察（1名） 長崎県女性協議会の実際の活動につき、男女共同参画社会の実現という目的との関連性について、同協議会の会員には、随時心がけていただきたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
54	3	8	意見	佐世保市宇久町視察（1名） 全額適法と考える。視察先の調査のみならず、住民への市政報告や要望聴取、その他苦情対応も行っており、二次的に広報及び広聴活動も行ったということであるから分類にあたり併記も検討されたい。	維持	主たる目的で費用を計上しており、支出項目がまたがる可能性がある場合の併記については、意見を参考とし、維持とする。	議会事務局 議会運営課
55	3	8	意見	佐世保市黒島町視察（1名） 本件支出は、全額適法である。ただし、報告書に記載しているとおり、議員による市政に関する住民への報告を約1時間行ったということであるから、分類上、「広報費」、「広聴費」の併記を検討されたい。	維持	主たる目的で費用を計上しており、支出項目がまたがる可能性がある場合の併記については、意見を参考とし、維持とする。	議会事務局 議会運営課
59	3	8	意見	特定複合観光施設（IR）セミナー（2名） 本件支出は適法と考えるが、報告書作成を求める。	措置済み	現行の運用指針（様式5、8）を再確認し、徹底を図る。	議会事務局 議会運営課
72	3	9	意見	倉敷市出張（4名） 番号72の支出については適法と考えるが、報告書については、その内容につきより充実させることに努められたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
76	3	9	意見	スポーツ施設研修会 本件支出は全額適法と解する。ただし、報告書提出をしていただきたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
80	3	9	意見	印刷製本費・郵送料 本件支出は適法と考える。ただし、報告にあたり郵送先を明確にする等今後の運用において検討されたい。	措置済み	政務活動とそれ以外の活動に係る費用とが混在する場合、適正に整理するよう政務活動費運用指針の見直しを行う。	議会事務局 議会運営課
96	3	10	意見	令和元年度市民クラブ大村湾沿岸議員連盟会費 本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出するべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。	措置済み	現行の運用指針（様式5、8）を再確認し、徹底を図る。	議会事務局 議会運営課
97	3	10	意見	令和元年度市民クラブ鳥取県東伯郡琴浦町視察（1名） 本件支出につき適法と考えるが、報告書作成にあたり佐世保市の行政課題との関連性を記載する等報告書をより充実させることを求める。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
98	3	10	意見	令和元年度市民クラブ北海道函館市等視察旅行（7名）、報告書の充実を求める。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
99	3	10	意見	令和元年度市民クラブ愛媛県松山市等視察（7名） 本件支出は適法と考える。ただし、報告書の作成にあたっては、佐世保市の行政課題との関連性を意識するように留意されたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
107	3	10	意見	令和元年度公明党大村湾沿岸議員連盟会費 本支出については適法と考える。ただし、番号96と同じく報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。	措置済み	現行の運用指針（様式5、8）を再確認し、徹底を図る。	議会事務局 議会運営課
108	3	10	意見	令和元年度公明党長崎県女性議員協議会費 本支出については適法と考える。ただし、同協議会での活動につき形骸化しないように留意していただきたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
111	3	10	意見	令和元年度公明党沖縄県宜野湾市視察（2名） 本報告書では、出張の合理性を否定されかねないと思われる。具体的な視察結果や佐世保市の行政課題との関連性記載に努めていただきたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
112	3	10	意見	令和元年度公明党新上五島視察（1名） 本件支出は、本監査の最終的な判断としては適法と考えるが、全部または一部違法の認定を受ける可能性があると考えられる。長崎県女性協議会の実際の活動につき、形骸化しないように努めていただきたい。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
127	3	10	意見	令和2年度市民クラブ対馬市視察（7名） 本件支出につき適法と解する。ただし、報告書につき、視察者のみが把握し得る成果記載、佐世保市の行政課題との関連性を明確にする等より充実させることを求める。	措置済み	今後充実するよう努めるとし、措置済みとする。	議会事務局 議会運営課
147	3	11	意見	広報費名目による包括的な支出容認慣行問題 ①「広報費」という項目により、ガソリン代や電話代の包括的な支出については、常に「広報活動の裏付がない。」という指摘が付きまとうことになることに留意を要する。抜本的な改廃が妥当と思われる。 ②議員のガソリン代や携帯電話代等の包括的支出を認めるのであれば、「広報費」での支出を認める運用ではなく、「事務費」、「要請陳情活動費」等を加えるべきである。また、自動車や携帯電話利用について、記録を作成すべきである。	措置済み	ガソリン代や電話代に関しては、最も支出割合が多い広報費に一括で計上していたことにより、疑義を生むこととなってしまった。 ガソリン代や電話代は政務活動全般に係るものであり、広報費において包括的支出の取扱いを行うよう政務活動費運用指針の見直しを行う。 また、指摘の前提である政務活動の記録等不在の問題の是正については、事務煩雑化の問題もあり、現状ではなじまないと考えている。 ※記録簿を作成してもその内容が適切であるか確認が行えない。	議会事務局 議会運営課
148	3	11	意見	報告書について ①報告書につき、過去に提出されているものは、佐世保市の行政課題の摘示と関連性を示す点で不足しているものが多かったと思われる。改善を求める。 ②出張に際して、駐車場代等少額の政務活動費支出の場合、報告書が無いことがあった。政務活動費の透明性確保の要請は、支出金額の多寡が影響するものではないことから、今後、報告書作成を励行すべき。 ③出張以外にも、事務機器、消耗品、書籍等購入にあたり、簡略でも報告書を作成することが有効である。	維持	①については、現行の運用指針（様式5、8）を再確認するとともに、報告書内容等今後充実するよう務めることとする。 ②については、案作成 ③については、事務機器等は会派内での利用であること、書籍等購入に関しても情報収集等政務活動全般に係るものである。 また、報告書の作成については、事務煩雑化の問題もあり、現状ではなじまないと考えている。	議会事務局 議会運営課

番号	部	章	区分	意見等の概要	措置状況・対応案		担当部局
					対応状況	措置内容・意見等に関する見解当	
149	3	11	意見	<p>平成22年監査結果</p> <p>①旅費につき、海外出張等長期、広範囲の移動を伴う場合、政務活動と私的観光の区別を積極的に行うことや行程表の作成の意見があった。これについて、再度検討されたい。</p> <p>②携帯電話料金につき、支出額7000円以下であれば満額支給を按分2分の1に改正するべきとした意見に従っているが、携帯電話使用額上限の見直しがなされていない。本監査では根本的な改廃を提言しているが、併せて検討されたい。</p> <p>③燃料費につき、支出額1万円以下は満額支給となる部分を按分2分の1に改正するべきとした意見に従っているが、本監査での抜本的改廃提言に留意されたい。</p> <p>④新聞購読料につき、会派あたり一紙一部までが徹底されていなかった部分の指摘があったが、その後も改善されていなかった時期がある。注意されたい。</p>	措置済み	<p>平成22年の監査結果を受け、現行の指針が策定されている。視察等を行う際は、各会派ともに政務に基づく視察を実施しており問題はないと思われる。視察全般に関し、報告書の今後充実するよう務め疑義が生まれないよう対応することとしたい。</p> <p>携帯電話料金、燃料費についても案分率に関しては、検討を重ねた結果、現行の政務活動費運用指針が策定されており、現在の運用においても適切な支出であると判断していたが、今後、内容の確認できる領収書のほか、利用内容の詳細がわかる明細書を添付する等透明性の確保に努めることとする。</p> <p>新聞購読料に関しても、各紙につき原則1部の徹底を図る。</p>	議会事務局 議会運営課
150	3	11	意見	<p>佐世保市の政務活動費制度につき、後払い方式採用を検討されたい。</p>	維持	<p>佐世保市議会では条例で会派に経理責任者を置くことが明記されており、運用指針に合致したものが精査した後、経費の支払いを行う「会派内後払い制」を導入している。よって一定のチェック機能と事後精算が担保されていることから意見項目については対応済みとし、維持とする。</p>	議会事務局 議会運営課